



危機第 997 号  
平成 26 年 11 月 10 日

山形県国民保護協議会会長 殿

山形県知事 吉 村 美栄子



「山形県国民保護計画」の変更について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 37 条第 3 項の規定により、「山形県国民保護計画」の変更について諮問します。